

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号 最終改正 令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 3603 号</p> <p>第 1～第 7 [略]</p> <p>第 8 発電施設における固定価格買取制度との調整等</p> <p>1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 26 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、<u>農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和 2 年 11 月末日までに要綱第 7 に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限りではない。</u></p> <p><u>(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等に直接供給できる機能を有すること。</u></p> <p><u>(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。</u></p> <p>第 9 [略]</p>	<p style="text-align: center;">農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号 最終改正 平成 31 年 3 月 29 日付け 29 農振第 3247 号</p> <p>第 1～第 7 [略]</p> <p>第 8 固定価格買取制度との調整</p> <p>本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 26 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>第 9 [略]</p>

改 正 後	現 行
<p>別紙 1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 定義                      本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 中山間地域 土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下「令」という。）第 50 条の 2 の 8 に規定する「地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」をいい、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。                      （1）～（7） [略]  <u>（8）棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域</u>  <u>（9）（1）から（8）までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域</u></p> <p>3～9 [略]</p> <p>第 3～第 10 [略]</p>	<p>別紙 1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 定義                      本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 中山間地域 土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下「令」という。）第 50 条の 2 の 8 に規定する「地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」をいい、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。                      （1）～（7） [略]  <u>（8）（1）から（7）までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域</u></p> <p>3～9 [略]</p> <p>第 3～第 10 [略]</p>

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。